

インド政府による減税政策の発表

情報提供資料 2019年9月



Point (注目点)

- 法人税を30%から22%に引き下げる（実効税率は34.9%→25.2%へ低下）
- 政府は2023年3月より前に開業した製造業の新会社向けの税率を17%とする方針
- 全投資家向けに対するキャピタルゲイン課税の追加を取りやめ

インドの法人税率引き下げの影響について

- ✓ インド政府は法人税を30%から22%に引き下げることを発表（実効税率は34.9%から25.2%へ低下）
- ✓ また、製造業への新規投資を呼び込むために、政府は2023年3月より前に開業した製造業の新会社向けの税率を17%とする方針を発表しています。

企業の会計処理によって減税効果にばらつきは出ますが、日本貿易振興機構（JETRO）の法人税を参考に影響度を算出した結果は、以下の通りになります。

(単位：%)	小企業	中企業	大企業		小企業	中企業	大企業
減税前							
法人税（2017年度の総収入金額や総受領高が【25億ルピー超】）	30	30	30	法人税（同【25億ルピー以下】）	25	25	25
課徴金	0	7	12		0	7	12
健康教育目的税	4	4	4		4	4	4
[A] 法人税率30% + 課徴金（12%×法人税率30%）	30	32.1	33.6		25	26.75	28
[B] 健康教育目的税4%×[A]	1.20	1.28	1.34		1.00	1.07	1.12
[C] 実効税率=[A]×[B]	31.2	33.4	34.9		26.0	27.8	29.1
減税後							
法人税（2017年度の総収入金額や総受領高が【25億ルピー超】）	22	22	22	法人税（同【25億ルピー以下】）	22	22	22
課徴金	0	7	12		0	7	12
健康教育目的税	4	4	4		4	4	4
[A] 法人税率22% + 課徴金（12%×法人税率22%）	22	23.54	24.64		22	23.54	24.64
[B] 健康教育目的税4%×[A]	0.88	0.94	0.99		0.88	0.94	0.99
[C] 実効税率=[A]×[B]	22.9	24.5	25.6		22.9	24.5	25.6
税引き前利益の割り戻し（減税前）	0.688	0.666	0.651		0.740	0.722	0.709
税引き前利益の割り戻し（減税後）	0.771	0.755	0.744		0.771	0.755	0.744
税引き後利益の押し上げ (%)	12.1	13.4	14.3		4.2	4.6	4.9

(注) 大企業は課税対象額が1億ルピー超、中企業は課税対象額が1,000万ルピー超・1億ルピー以下、小企業は課税対象額が1,000万ルピー以下

(出所) 日本貿易振興機構（JETRO）、大和証券のデータを基にSBIアセットマネジメントにて作成

さらに、全投資家向けに対するキャピタルゲイン課税の追加を取りやめると表明したため、追加の税負担が懸念されていた投資家向けの税制・税額も明確になりました。

今回の政府発表を受けて、大型株と中型株で構成されるMSCIインド10/40指数は急騰し、現地通貨ベースで前営業日比+4.6%上昇しました。インド10年債利回りは6.9%まで前営業日比+0.15%上昇し、インドルピーも対ドルで同+0.5%上昇しました（いずれも9月20日時点の数値）。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目録見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

インド政府による減税政策の発表

情報提供資料 2019年9月

インドの法人税率引き下げの影響について

当社再委託先でもあるSBI・ファンズ・マネジメントのファンドマネージャーからは以下のようにコメントが来ています。

直近の経済状況

インド経済は直近数カ月間で減速し、4-6月期の実質GDP成長率は前年同期比+5.0%となりました（過去5年間の四半期ベースの実質GDP成長率は同+6.8-8.2%のレンジに対して）。我々は、インド経済の減速は、物品・サービス税の導入、不動産改革、インフレ目標を達成するための財政金融政策の引き締めといった、長期的にはプラスに作用する構造改革による遅延効果とみています。

短期的には、こうした新たな経済状況に対してインドの消費者や企業は適応し始めています。また、世界経済の減速がインドの輸出の重しとなっているほか、直近1年にわたる国内のノンバンクによる信用不安も景気減速に拍車を掛けています。不動産ディベロッパー、住宅ローンの貸付業者、銀行、債券市場の結び付きを踏まえると、シャドー・バンキングの混乱が金融システムに波及するリスクもあります。したがって、こうした状況に対して財政による景気刺激策が求められていました。

法人税引き下げの効果

法人税の引き下げは、年間で1.45兆ルピー（200億ドル、GDPの0.7%相当）に上る、法人部門に対する直接の景気刺激効果をもたらします。こうした景気刺激策は、特に製造業等において、今後の新規プロジェクトなど設備投資の増強という形で法人部門に活用される可能性があります。インドの地方における新規事業者や多国籍企業は、17%の軽減税率の恩恵を受けられることから、インドで新たな製造設備を作ろうとし、こうした動きはインドの輸出を中長期的に加速させ得るでしょう。貸金業者の場合は、こうした景気刺激策による利益や資本の積み上げが自己資本比率を下支えし、成長加速のための貸付が強化される見込みです。

こうした施策により、政府は、消費の増加よりもむしろ、インド企業による設備投資の増加や製造業の振興といった目標に熱心に取り組んでいます。過去数年にわたって、インドの経済成長は主に消費によって下支えされてきました。2013年度から2018年度の間は、個人消費支出が家計収入よりも大きくなりました。驚くことではありませんが、家計貯蓄は、2010年度の可処分所得の34%程度から2018年度には同21%と過去最低水準まで減少した一方、経済成長における消費の割合は、2012年度のGDPの56.2%から2018年度には59.1%まで増加しました。インドの消費者は、借入れがしやすくなったこともあり、貯蓄を取り崩し、収入の伸び以上に消費を増やしました。こうした方法による消費の増加には限度があるため、政府は、法人部門に将来の設備投資のための資金が残るような戦略のほうの中長期的なインドの成長には好ましいと判断したとみています。

今後の見通しについて

インド株式市場では、株式のバリュエーションは引き続き高いものの、一定の調整局面を経た結果、予想PERは過去の長期平均を上回る17.1倍となっています。我々が重視する投資家心理は、過度に悲観的な見方が広がったものの、来期のインド企業の予想利益は良い兆候が見え始めています。したがって、インド市場は来期の予想利益の観点から見れば、魅力的な水準にあるように見えます。国内外の投資環境が大きく影響するものの、克服出来ないほどではなく、インド市場の長期的な展望が見えなくなっている訳でもない我々は考えています（急速に拡大する経済、政治の安定、人口動態上の優位性、世界最大の民主主義国など）。投資家は、長期的な観点では十分なリターンを上げられるとみています。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

インド政府による減税政策の発表

ファンドにかかるリスク

本ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を投資対象としており、元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。以下のリスクは特に記載のない限りマザーファンドについて記載しておりますが、当該リスクは結果的に本ファンドに影響を及ぼします。特に、本ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主に外国株式へ投資を行いますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行体の財務状態の悪化等の影響により、その信託財産の価値が下落し、結果として本ファンドが損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

（主な変動要因）

<株価変動リスク>

本ファンドは、マザーファンドを通じて主にインド、ベトナムの株式に投資を行います。投資を行う株式の大幅な価格変動等があった場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

<為替変動リスク>

マザーファンドは外貨建資産を保有し、マザーファンド及び本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国や投資対象資産の通貨が対円で円高となった場合には、基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

<信用リスク>

本ファンドが実質的に投資対象とする企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。なお、マザーファンドが投資するベトナムの証券取引所に上場されている株式等の値動きに連動する債券については、債券の発行者に起因するリスクのほか、対象とする企業の株価の影響を受けますので、対象企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合は、当該債券の価値が大きく下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

<カントリーリスク>

マザーファンドの投資対象株式発行体が所在する国々は、金融市場や政情が不安定であることから、金融市場や政情に起因する諸問題が株価や通貨に及ぼす影響は、先進国より大きいことがあります。また、それらの国々における株式・通貨市場は規模が小さく、流動性が低い場合があり、結果としてそれらの市場で取引される株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。さらに、それらの諸国においては、政府当局が一方的に規制を導入したり、政策変更を行うことによって証券市場に対し著しく悪影響を与えることがあります。また、証券取引所、会計基準、法規制等に関する制度が先進国市場とは異なる場合があり、運用上予期しない制約を受けることがあります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

（インド株式における留意点）

<税制に関する留意点>

インド株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売買益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対してその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用され、キャピタル・ゲイン税等の実効税率は最大21.372%になります。また、有価証券の売買時に売買代金に対して0.1%の有価証券取引税が適用されます（2019年5月現在）。マザーファンドはインドにおけるキャピタル・ゲイン税等の計算にあたり、現地の税務顧問を使用しますので、当該税務顧問に対する費用が発生します。これらの税金及び費用は信託財産から差引かれます。

（非課税利得の帰属について）

インドにおいては非居住者による1年を超える保有有価証券の売買益は、キャピタル・ゲイン税等の対象となりません。本ファンドは追加型ですので、マザーファンドが1年を超えて株式を保有し、キャピタル・ゲイン税等を負担しなかった場合の利得（以下「非課税利得」といいます。）は、マザーファンドが株式の売却を行った時点の本ファンドの投資者に帰属し、本ファンドの受益権を1年以上保有している投資者のみに帰属するものではありません。また、本ファンドの設定後、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定された場合には、非課税利得は本ファンドの投資者のみに帰属するものではなく、他のファンドの投資者にも帰属することになります。

（その他の留意点）

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のペーパーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

（リスクの管理体制）

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

* 後掲の「本資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

インド政府による減税政策の発表

情報提供資料 2019年9月

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額となります。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。換金手数料はかかりません。
換金代金	換金請求受付日から起算して7営業日目以降にお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。
購入・換金 申込不可日	次のいずれかに該当する場合は、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・インド、ベトナムの証券取引所休業日 ・インド、ベトナムの銀行休業日
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(設定日:2007年7月25日)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年6月4日及び12月4日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては分配金の再投資コースを設けています。詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めいたします。

* 後掲の「本資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

インド政府による減税政策の発表

情報提供資料 2019年9月

お客様にご負担いただく費用等

購入時手数料	購入価額に 3.24%* （税抜： 3.0% ）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。 ※消費税率が10%となった場合は3.3%となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3% を乗じて得た額を、ご換金（解約）時にご負担いただきます。
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に 年2.16%* （税抜： 年2.0% ）を乗じて得た金額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※消費税率が10%となった場合は年2.2%となります。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
その他の費用及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投信に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。また、マザーファンドにおける株式売買にかかるキャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく、税額が確定次第速やかにその全額がマザーファンドに費用計上されます。また、インドで使用したキャピタル・ゲイン税等の計算にかかる税務顧問に関する費用もマザーファンドに費用計上されます。 ※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係人

委託会社： SBIアセットマネジメント株式会社（ファンドの運用指図を行います。）

金融商品取引業者関東財務局長（金商）第311号

加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社： 三井住友信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。）

販売会社： ※最終頁をご参照ください（受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。）

本資料のお取扱いについてのご注意

- ・本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- ・本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- ・投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- ・お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

インド政府による減税政策の発表

情報提供資料 2019年9月

販売会社一覧

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 第二種金融先物 取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第44号	○	○	○
ひろぎん証券株式会社	金融商品 取引業者	中国財務局長 (金商) 第20号	○		
楽天証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第110号	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品 取引業者	東海財務局長 (金商) 第140号	○	○	○
カブドットコム証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第61号	○	○	
日産証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第131号	○	○	
SMB C日興証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第2251号	○	○	○
フィリップ証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第127号	○	○	
松井証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第164号	○	○	
株式会社群馬銀行	登録 金融機関	関東財務局長 (登金) 第46号	○	○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第52号	○	○	○
GMOクリック証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第77号	○	○	○
フィデリティ証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商) 第152号	○		

■販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。